

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業

事業契約書（案）

令和6年10月

草津栗東行政事務組合

事業契約書(案)

- 1 事業名 草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業
- 2 事業場所 滋賀県栗東市小野地先
- 3 事業期間 本事業契約の締結日から令和 25 年 3 月 31 日まで
- 4 契約代金額 金●円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金●円)
ただし、契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更後の金額とする。また、総支払額等の内訳については、別紙 6 に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 契約約款 9 条に記載のとおり

上記の事業について、発注者である草津栗東行政事務組合(以下「組合」という。)と【事業者の商号】(以下「事業者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約(以下「本事業契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、この契約は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定に基づくこの契約に関する議案および指定管理者の指定に関する議案が草津栗東行政事務組合議会の議決を経た時点で効力を発生する仮契約として締結するものであり、これらの議決がなされた場合に、有効な本契約として成立するものとする。ただし、草津栗東行政事務組合議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり組合は損害賠償の責めは負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年●月●日

発注者

滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

草津栗東行政事務組合

管理者 橋 川 渉 印

事業者

住所

名称

代表取締役 印

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的および用語の定義）	1
第2条（公共性および民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（本事業の概要）	1
第4条（本事業の日程）	1
第5条（費用負担および本件業務の資金調達）	1
第6条（構成員および協力企業等の使用）	2
第7条（許認可、届出等）	2
第8条（第三者に生じた損害）	2
第9条（契約の保証）	3
第10条（解釈および適用）	3
第11条（責任の負担）	4
第12条（臨機の措置）	4
第2章 事業用地の使用	4
第13条（事業用地の使用）	4
第14条（契約終了時の取扱）	4
第15条（事業用地）	5
第3章 施設整備業務	5
第1節 総則	5
第16条（施設整備業務の実施）	5
第17条（施設整備業務期間中の保険）	5
第2節 設計業務・事前調査業務	5
第18条（設計業務の実施）	5
第19条（事前調査業務）	6
第20条（設計業務の進捗状況の確認）	6
第21条（基本設計図書および実施設計図書の提出）	6
第22条（設計図書の変更）	7
第3節 建設業務等	7
第23条（建設業務等の実施）	7
第24条（本工事開始前および本工事中の書類の提出）	8
第25条（本施設の建設に伴う近隣対策）	8

第26条 (安全対策)	8
第27条 (組合による説明要求および建設現場立会い)	9
第28条 (工事の中止等)	9
第29条 (事業者による火葬炉、運営・支援システムの整備、備品等の設置および整備ならびに竣工検査等)	9
第30条 (組合による竣工確認)	10
第4節 工事監理業務	10
第31条 (工事監理業務の実施)	10
第32条 (工事監理報告書の提出)	10
第5節 その他の業務	11
第33条 (稼動準備業務の実施)	11
第34条 (本施設の引渡し)	11
第35条 (本施設等の引渡し遅延による費用負担)	11
第36条 (契約不適合責任)	12
第37条 (工期の変更)	13
第38条 (工期の変更による費用負担)	13
第4章 維持管理・運営業務	13
第1節 総則	13
第39条 (維持管理・運営)	13
第40条 (指定管理者による管理等)	13
第41条 (総括責任者・業務責任者)	14
第42条 (基本業務計画書の作成)	14
第43条 (年度業務計画書の作成)	14
第44条 (業務報告書の作成)	14
第45条 (維持管理・運営業務における要求水準の変更)	14
第46条 (維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	15
第47条 (光熱水費等の負担)	15
第48条 (維持管理・運営業務期間中の保険)	15
第49条 (組合による説明要求および立会い)	15
第2節 維持管理業務	16
第50条 (維持管理業務に関する要求水準)	16
第51条 (本施設等損傷時の取扱い)	16
第52条 (事業期間終了時の対応)	16
第3節 運営業務	17
第53条 (運営業務に関する要求水準)	17
第54条 (使用料金)	17
第55条 (条例の制定)	17

第6章 経営管理	17
第56条（経営管理）	17
第57条（事業者の経営等に係る書類の提出）	17
第58条（計算書類等の提出）	18
第59条（事業者による誓約）	18
第7章 サービス購入料の支払い	18
第60条（サービス購入料の支払い）	18
第61条（サービス購入料の改定）	19
第62条（サービス購入料の減額）	19
第63条（サービス購入料の返還）	19
第8章 契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等	19
第1節 契約期間	19
第64条（契約期間）	19
第2節 本施設引渡し前の契約解除等	19
第65条（本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	19
第66条（本施設引渡し前の組合の責めに帰すべき事由による契約解除等）	21
第67条（本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等）	22
第68条（本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除）	22
第3節 本施設等引渡し以後の契約解除等	23
第69条（本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	23
第70条（本施設等引渡し以後の組合の責めに帰すべき事由による契約解除等）	25
第71条（本施設等引渡し以後の法令変更による契約解除等）	25
第72条（本施設等引渡し以後の不可抗力による契約解除等）	25
第4節 本事業契約終了に際しての処置	26
第73条（本事業契約終了に際しての処置）	26
第74条（終了手続の負担）	26
第5節 モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続	26
第75条（モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続）	26
第9章 表明・保証	27
第76条（事業者による事実の表明・保証）	27
第10章 法令変更	27
第77条（通知の付与および協議）	27
第78条（法令変更による増加費用・損害等の扱い）	28

第11章 不可抗力	28
第79条（通知の付与および協議）	28
第80条（不可抗力による増加費用・損害等の扱い）	28
第12章 その他	29
第81条（公租公課の負担）	29
第82条（融資団との協議）	29
第83条（設計図書等の著作権）	29
第84条（著作権の侵害の防止）	29
第85条（特許権等の使用）	30
第86条（秘密保持）	30
第87条（個人情報保護等）	30
第88条（条例等の適用）	31
第13章 雑則	31
第89条（請求、通知等の様式その他）	31
第90条（延滞利息）	31
第91条（協議）	31
第92条（準拠法）	32
第93条（管轄裁判所）	32

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業
事業契約書契約約款（案）

第1章 総則

（目的および用語の定義）

第1条 本事業契約は、組合および事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

（公共性および民間事業の趣旨の尊重）

第2条 事業者は、本施設が市民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 組合は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達ならびにこれらに付随し、関連する一切の事業および業務により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- (1) 施設整備業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務

2 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

3 本件業務の概要は別紙2の事業概要書のとおりとする。

（本事業の日程）

第4条 事業者は、別紙3の本日程表に定める日程に従って、本件業務を実施する。

2 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できないと認めるときまたは本引渡予定日に本施設を組合に引き渡すことができないと認めるときは、各本件業務の開始予定日または本引渡予定日の30日前までに、その理由および事業者の対応の計画を書面により組合に通知しなければならない。

3 事業者は、本日程表に定める各本件業務の開始予定日に各本件業務を開始できない場合および本引渡予定日に本施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避または軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

（費用負担および本件業務の資金調達）

第5条 本件業務の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本件業務に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。

2 事業者が本件業務を実施するに当たり、国または地方公共団体等が実施する法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、組合は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を事業者が受けることができるよう協力する。

3 事業者は、組合の要請に基づき、組合が行う交付金関連資料作成等その他必要な資料作成について協力する。係る業務に要する費用は事業者の負担とする。

(構成員および協力企業等の使用)

第6条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、各本件業務を、各構成員または協力企業に直接委託しまたは請け負わせることができる。ただし、事業者は、本件業務の全部を一括して第三者に委託しまたは請け負わせてはならない。

2 事業者は、前項により各本件業務を構成員または協力企業に委託しまたは請け負わせたときは、速やかにその委託または請負の内容を組合に報告しなければならない。

3 事業者は、各本件業務に係る構成員または協力企業を変更または追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、組合の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 第1項による構成員または協力企業その他の第三者への業務の委託および請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成員または協力企業その他の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(許認可、届出等)

第7条 事業者による本件業務の実施その他本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任および費用負担において、これを取得および維持しなければならない。本件業務の実施その他本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出・各種申請についても同様とし、事業者がその責任および費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、組合が取得・維持すべき許認可および組合が提出すべき届出はこの限りでない。

2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、組合に事前説明および事後報告を行う。

3 組合は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出およびその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。

4 事業者は、組合が要請した場合には、組合による許認可の取得、届出およびその維持等に必要な資料の提供等その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。

5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得または届出の遅延により増加費用または損害が生じた場合、当該増加費用または当該損害を負担する。ただし、組合の責めに帰すべき事由による場合は、組合が当該増加費用または損害を負担し、法令等の変更または不可抗力により遅延した場合は、第10章または第11章の規定に従う。

(第三者に生じた損害)

第8条 事業者が各本件業務を履行する過程で、または履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、係る損害のうち、組合の責めに帰すべき事由により生じたものについては、組合がこれを負担する。

- 2 事業者による各本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第 11 章の規定に従う。

(契約の保証)

第 9 条 事業者は、本事業契約の仮契約の締結日までに、施設整備業務期間における本事業契約に基づく義務の履行を保証するため、サービス購入料（施設整備業務）の合計金額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。

- 2 事業者は、維持管理・運営業務期間中の各事業年度の開始日までに、維持管理・運営業務期間における本事業契約に基づく義務の履行を保証するため、当該事業年度に組合が支払うべきサービス購入料（維持管理・運営業務）の合計金額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、維持管理・運営業務期間開始前においては、維持管理・運営業務期間の開始日までに、当該開始日の属する事業年度に組合が支払うべきサービス購入料（維持管理・運営業務）の合計金額の 100 分の 10 に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

- 3 前二項に定める契約保証金は、草津栗東行政事務組合契約規則（令和 4 年草津栗東行政事務組合規則第 15 号）第 35 条各号に該当する場合は、これを減額または免除することができる。

- 4 第 1 項および第 2 項に定める契約保証金は、草津栗東行政事務組合契約規則第 33 条に定める担保の提供をもって、これに代えることができる。

- 5 サービス購入料に変更があった場合には、第 1 項および第 2 項の保証の額がそれぞれ変更後のサービス購入料（施設整備業務）の合計金額の 100 分の 10 または当該事業年度に組合が支払うべきサービス購入料（維持管理・運営業務）の合計金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、組合は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 6 組合は、第 4 項に基づき第 1 項の契約保証金の納付に代えて担保の提供を行った場合を除き、施設整備業務が終了したときは、第 1 項に基づき納付された契約保証金を速やかに事業者に返還する。

- 7 第 4 項に基づき契約保証金の納付に代えて担保の提供を行った場合を除き、本事業契約が終了または解除された場合において、第 14 条に基づき、事業者が所有し、または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、または管理するこれらの物件を含む。）の撤去（当該物件の滅失登記を含む。）、事業用地の原状修復および当該事業用地の組合への引渡しの手続きが完了したときは、組合は、納付された契約保証金（契約解除等に伴い違約金として契約保証金を充当している場合、その額を控除した額）を速やかに事業者に返還する。

- 8 前二項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。

- 9 契約保証金またはこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(解釈および適用)

第 10 条 組合と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

- 2 本事業契約と本事業関連書類との間または本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、提案書類の順にその解釈が優先する。

3 前項の規定にかかわらず、提案書類と要求水準書の内容に差異があり、提案書類に記載された性能または水準が、要求水準書に記載された性能または水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第11条 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本件業務の履行に関する一切の責任を負う。

2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の履行に関する組合による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは事業者から組合に対する報告、通知もしくは説明等を理由として、事業者はいかなる本事業契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等もしくは立会いまたは報告、通知もしくは説明等を理由として、組合は何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第12条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を組合に直ちに通知しなければならない。

3 事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、組合と事業者で協議の上、合理的な範囲で組合が負担する。

第2章 事業用地の使用

(事業用地の使用)

第13条 事業者は、事業用地において、本事業契約および本事業関連書類に従い、本施設の整備を行い、本施設を維持管理・運営する。

2 施設整備業務期間において、施設整備業務において使用する範囲の事業用地の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、事業者は、本事業契約において許容されている場合を除き、第三者に事業用地を使用または収益させてはならない。

3 事業者は、事業期間において、各本件業務の履行に必要な限度で、事業用地を使用することができる。

4 事業者は、前項に基づく事業用地の利用に関して、使用料または地代等を支払うことを要しない。

(契約終了時の取扱)

第14条 本事業契約の終了または本施設もしくはその出来形の組合への引渡しにより事業用地の全部または一部が不用となった場合において、当該不用となった事業用地に事業者が所有し、または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、または管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去（当該物件の滅失登記を含む。）するとともに、当該事業用地を原状に修復し、組合に明け渡さなければならない。

(事業用地)

第15条 組合は、現状にて施設整備業務において使用する範囲の事業用地を事業者引き渡す義務を負う他、事業用地に関する一切の責任を負担しない。ただし、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の瑕疵で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者直接生じた合理的な増加費用は組合が負担する。

第3章 施設整備業務

第1節 総則

(施設整備業務の実施)

第16条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、自らまたは構成員もしくは協力企業を通じて、施設整備業務を実施する。

- 2 事業者は、設計業務を設計企業をして、建設業務等を建設企業等をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。
- 3 事業者ならびに構成員および協力企業が実施する施設整備業務は、常に、本事業契約および本事業関連書類を満たすものでなければならない。
- 4 事業者は、各構成員または協力企業が受託しまたは請け負った施設整備業務の全部または主たる部分を、各構成員または協力企業が第三者に委託しまたは請け負わせないようにしなければならない。

(施設整備業務期間中の保険)

第17条 事業者は、施設整備業務期間中、自らまたは建設企業等をして、別紙4第1項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、係る保険の保険証券またはこれに代わるものとして組合が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、組合に呈示しなければならない。

第2節 設計業務・事前調査業務

(設計業務の実施)

第18条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、施設整備業務期間において、自らの責任および費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任（設計上の誤りおよび事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、施設整備業務期間中、本施設に係る設計業務の全体を総合的に把握し、調整を行う設計業務責任者を1名定めなければならない。
- 3 事業者は、設計業務に着手する前に、本事業関連書類に従い、設計業務計画書、設計業務工程表、設計業務実施体制表、設計業務責任者届（設計経歴書）およびその他の設計業務の実施に必要な書類等を作成して組合に提出し、組合の承諾を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。
- 4 事業者は、組合が市民や地元住民等を対象として本施設の概要等を説明する説明会の開催を行う場合には、組合の要請に基づき協力を行う。

(事前調査業務)

第19条 事業者は、本事業関連書類に従い、事前調査として電波障害調査を含む本施設の施設整備業務に関して必要となる各種調査を実施しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査を実施しようとするときは、事前に調査等計画書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の調査が終了したときは、調査等報告書を作成し、組合と協議の上、組合が定める時期までに、組合に提出しなければならない。

(設計業務の進捗状況の確認)

第20条 事業者は、組合に対し、定期的に、設計業務の進捗状況の説明および報告を行わなければならない。

- 2 組合は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、本施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、随時、事業者に対してその説明を求め、またはその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明および組合による確認の実施につき、組合に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 組合は、前各項に基づき事業者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、または意見を述べることができる。

(基本設計図書および実施設計図書の提出)

第21条 事業者は、本事業関連書類に従い、基本設計の完了後速やかに、基本設計図書を組合に提出する。組合は、基本設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、実施設計の完了後速やかに、実施設計図書を組合に提出する。組合は、実施設計図書を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 3 組合は、前各項に基づき事業者より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断する場合、事業者の責任および費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、組合からの指摘により、または自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任および費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について組合に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の組合の確認を受け、設計業務が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を組合に提出する。
- 5 設計業務に関して遅延が生じ、組合または事業者が増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 組合の責めに帰すべき事由（①組合の指示または請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②入札説明書等の不備または組合による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、および③組合による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理

的な増加費用もしくは損害が発生した場合、組合は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により増加費用または損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用または当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更または不可抗力により本施設の設計に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第 10 章または第 11 章の規定に従う。

(設計図書の変更)

第 2 2 条 組合は、施設整備業務期間中において必要があると認めるときは、事業者に対して、本工事の工期および費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。

第 3 節 建設業務等

(建設業務等の実施)

第 2 3 条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、施設整備業務期間中において、自らの責任および費用負担において、建設業務等（施設整備業務のうち本施設に係る建設業務に加え、設計業務および工事監理業務を除く、事前調査業務、造成業務、火葬炉整備業務、運営・支援システム整備業務、備品等整備業務、環境保全対策業務、本施設の引渡しに係る業務、各種申請等業務、稼働準備業務、その他本施設の整備上必要な業務の総称をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。）を行うものとし、建設業務等に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、施設整備業務期間中、本施設に係る建設業務等の全体を総合的に把握し調整を行う現場代理人を 1 名定めなければならない。
- 3 事業者は、本引渡予定日までに、本施設の建設業務等をそれぞれ完了し、第 34 条に基づいて本施設を組合に引き渡し、その所有権を組合に取得させる。
- 4 本施設の建設方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。
- 5 本工事に遅延が生じ、組合または事業者が増加費用または損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 組合の責めに帰すべき事由（①組合の指示または請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②入札説明書等の不備または組合による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、および③組合による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、または合理的な増加費用もしくは損害が発生した場合、組合は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用または損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により増加費用または損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用または当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更または不可抗力により本工事に遅延が生じ、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第 10 章または第 11 章の規定に従う。

(本工事開始前および本工事中の書類の提出)

第24条 事業者は、建設業務等の着手までに、本事業関連書類に従い、建設業務等の実施体制および工事工程等の内容を含む総合施工計画書、工事着工届（工程表を添付）、工事实施体制、現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）およびその他の建設業務等の実施に必要な書類等を作成して組合に提出し、組合の承諾を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、本工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、組合と協議の上、組合が定める期限までに月間工程表および週間工程表を作成し、組合に提出しなければならない。
- 3 事業者は、本工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、組合の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

(本施設の建設に伴う近隣対策)

第25条 事業者は、本工事の開始に先立って、自らの責任および費用負担において、近隣との調整および事前調査等を十分に行い、本工事の円滑な推進と近隣の理解および安全を確保しなければならない。なお、事前調査において、事業用地内に現存するものに手を加える（撤去・伐採等）場合には、事前に組合および関係機関に確認を行い、届出等の手続が必要な場合には滞りなく行うものとする。

- 2 事業者は、自らの責任および費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の本工事が近隣に及ぼす諸影響を調査および検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の適切な処置を行う。係る近隣対策に係る処置の実施について、事業者は、事前および事後に組合に対してその内容および結果を報告する。
- 3 事業者は、前各項の調査を実施しようとするときは、事前に調査等計画書を作成し、組合に提出しなければならない。
- 4 事業者は、第1項および第2項の調査が終了したときは、調査等報告書を作成し、組合と協議の上、組合が定める時期までに、組合に提出しなければならない。
- 5 事業者は、自らの責任および費用負担において、近隣説明会等を実施し、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得るものとする。
- 6 第1項、第2項および第5項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、組合および事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 7 第1項、第2項および第5項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用および損害（前項に基づき本引渡予定日に変更されたことによる増加費用および損害も含む。）は、事業者がこれを負担する。
- 8 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動または訴訟等に対する対応は、組合がこれを行う。係る住民等の反対運動もしくは訴訟等または組合が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、組合は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。また、係る住民反対運動または訴訟等に直接起因する合理的な増加費用および損害は、組合がこれを負担する。

(安全対策)

第26条 事業者は、事業者の責任および費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場におけるおよび周辺住民等に対する安全対策を実施する。本工事に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難

または損傷等により追加の費用または損害が発生した場合、当該追加費用または損害は、事業者がこれを負担する。

(組合による説明要求および建設現場立会い)

第27条 組合は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、組合の要請があった場合には、係る報告を行わなければならない。

2 組合は、本工事開始前および本工事の実施中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、組合から係る質問を受領した後速やかに、組合に対して回答を行わなければならない。組合は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。

3 組合は、事業者が行う工程会議に参加することができるとともに、事業者に対する事前の通知を行うことなく随時、本工事に立ち会うことができる。

4 前三項に規定する報告、説明、または立会いの結果、組合が、本施設の施工状況が本事業関連書類または設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、組合は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

5 事業者は、工事監理者が求める本施設の検査または試験の内容を、組合に対して事前に通知する。組合は、係る検査または試験に立ち会うことができる。

6 組合は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本施設の設計および施工の全部または一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。

(工事の中止等)

第28条 組合は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部または一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、組合は、事業者に対して、中止の内容および理由を通知しなければならない。

2 組合は、前項により本工事の全部または一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡予定日を変更することができる。

3 組合は、第1項により本工事の全部または一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止またはその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、および労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因または端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更または不可抗力に起因する場合には、第10章または第11章の規定に従う。

(事業者による火葬炉、運営・支援システムの整備、備品等の設置および整備ならびに竣工検査等)

第29条 事業者は、本事業関連書類に従い、本施設の性能、機能を満たすために必要な火葬炉、運営・支援システム、備品等の設置および整備をしなければならない。各業務の詳細については本事業関連書類において定めるとおりとする。

2 事業者は、自らの責任および費用負担において、本施設の竣工検査ならびに火葬炉、運営・支援システムおよび備品等の試運転等を行う。

- 3 事業者は、本施設の竣工検査ならびに火葬炉、運営・支援システムおよび備品等の試運転等の日程を、事前に組合に通知しなければならない。
- 4 組合は、本施設の竣工検査ならびに火葬炉、運営・支援システムおよび備品等の試運転等に立ち会うことができる。ただし、組合に係る立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 5 事業者は、本施設の竣工検査ならびに火葬炉、運営・支援システムおよび備品等の試運転等の結果を、検査済証およびその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、組合に報告しなければならない。
- 6 事業者は、本事業関連書類に従い、組合による竣工確認に必要な完成図を組合に提出しなければならない。

(組合による竣工確認)

第30条 組合は、前条に基づく事業者による本施設の竣工検査ならびに火葬炉、運営・支援システムおよび備品等の試運転等の終了後速やかに、本施設の竣工確認を行う。事業者は、組合による竣工確認に立ち会うとともに、組合に協力する。

- 2 前項の竣工確認の結果、本施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、組合は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。事業者は、係る是正を行ったときは、当該是正部分について再度組合による竣工確認を受けなければならない。
- 3 組合は、竣工確認の結果、本施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく竣工確認通知を交付する。
- 4 組合は、竣工確認通知の交付を理由として、本施設の設計または施工の全部または一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。事業者は、竣工確認通知の交付を理由として、本施設について契約不適合責任の発生を争い、またはその履行を拒絶もしくは留保することはできない。

第4節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第31条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、工事監理業務を行うものとし、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、施設整備業務期間中、本施設に係る工事監理業務の全体を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者を1名定めなければならない。なお、工事監理業務責任者は、設計業務責任者と兼任することができる。
- 3 事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築士法（昭和25年法律第202号）に規定される工事監理者の設置が必要な工事については、一級建築士をして工事監理業務に当たらせるものとし、それ以外の工事については、工事内容に応じて適切な工事監理を行う。

(工事監理報告書の提出)

第32条 事業者は、本工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、工事監理業務に関する記録簿を工事監理報告書（月報）として作成し、翌月の10日（同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。）までに組合に提出しなければならない。

第5節 その他の業務

(稼動準備業務の実施)

第33条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、供用開始予定日より本施設の維持管理・運営業務が十分かつ円滑に行えるよう、自らの責任および費用負担において、本施設の運営・管理業務全般に係る体制を構築し、維持管理・運営業務に必要な許認可等に関する申請および手続を行うほか、稼動準備業務を適切な時期に開始し計画的に実施するものとし、稼動準備行為に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、本施設に係る稼動準備業務の全体を総合的に把握し調整を行う稼動準備業務責任者を1名定めなければならない。
- 3 事業者は、設計業務完了時まで、本事業関連書類に従い、稼動準備業務計画書、稼動準備業務体制表、稼動準備業務責任者届およびその他の稼動準備業務の実施に必要な書類等を作成して組合に提出し、組合の承諾を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。
- 4 事業者は、本事業関連書類に従い、稼動準備業務に関する日報および月報を稼動準備業務報告書として作成し、組合に提出しなければならない。

(本施設の引渡し)

第34条 事業者は、本施設について工事完了確認通知を受領した後、本施設（火葬炉、運営・支援システム、備品等を含む。以下「本施設等」という。）を組合に引き渡し、本施設等の所有権を組合に取得させる。事業者は、本施設等について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を組合に移転しなければならない。

- 2 事業者は、本引渡日に、本施設の完成図を組合に引き渡すとともに、完成図の保管場所を本施設内に確保しなければならない。
- 3 事業者は、組合が行う本施設に係る登記（建物表題登記および所有権保存登記等）について、必要な書類作成その他の協力を行う。

(本施設等の引渡し遅延による費用負担)

第35条 組合の責めに帰すべき事由により、本施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、組合は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用または損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延に起因して組合が負担した増加費用または損害を負担するほか、本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、サービス購入料（施設整備業務）相当額（消費税を含む額。以下、違約金の算定の基礎となる金額はいずれも消費税を含む額とする。）に本引渡予定日における第90条に定める遅延利息の率を乗じることにより日割計算にて計算した額を違約金として組合に支払う。この場合において、組合に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を組合に支払わなければならない。
- 3 法令の変更または不可抗力により、本施設等の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用および損害の負担については、第10章または第11章の規定に従う。

(契約不適合責任)

第36条 組合は、本施設等が本事業契約、入札説明書等および提案書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、組合は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、組合が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、組合は、その契約不適合の程度に応じてサービス購入料（施設整備業務）の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス購入料（施設整備業務）の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本施設等の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、組合が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 組合は、引き渡された本施設等に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

4 前項の規定にかかわらず、本施設内に設置された運営・支援システム、備品等の契約不適合については、引渡しの時、組合が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

5 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

6 組合が第3項または第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、組合が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

7 組合は、第3項または第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

8 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

10 組合は、本施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 11 引き渡された本施設等の契約不適合が支給材料の性質または組合の指図により生じたものであるときは、組合は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料または指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 12 本施設等に契約不適合がある場合、組合は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 13 事業者は、建設企業等をして、組合に対し、本条による修補または代替物の引渡しによる履行の追完および損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約の締結日後速やかに、別紙5の様式による保証書を差し入れさせる。

(工期の変更)

- 第37条 組合が事業者に対して本工事に係る工期の変更を請求した場合、組合と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、組合は、事業者との協議により、当該変更の当否を定める。ただし、組合と事業者との間の協議が調わない場合、組合は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

- 第38条 組合の責めに帰すべき事由により本工事に係る工期または工程を変更したときは、組合は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用または損害を負担する。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本工事に係る工期または工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い組合に発生した増加費用または損害を負担する。
 - 3 法令等の変更または不可抗力により発生した本工事に係る工期または工程の変更による増加費用もしくは損害またはサービス購入料の取扱いは、第10章または第11章の規定に従う。

第4章 維持管理・運営業務

第1節 総則

(維持管理・運営)

- 第39条 組合は、法令等および本事業契約に基づき、事業者の本施設等の維持管理および運営を行わせる。
- 2 事業者は、本施設等の維持管理および運営について、法令等、本事業契約および本事業関連書類に従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

- 第40条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理・運営業務とする。
- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設等における指定管理者として自らの責任と費用負担において、本事業契約および本事業関連書類に従い、維持管理・運営業務を遂行する責任を負う。

(総括責任者・業務責任者)

第41条 事業者は、維持管理・運営業務期間中、本施設に係る維持管理・運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者および運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者を各1名定めなければならない。なお、総括責任者、運営業務責任者および維持管理業務責任者はそれぞれ兼任することができる。

(基本業務計画書の作成)

第42条 事業者は、本施設について、本事業関連書類に従った維持管理・運営業務に係る基本業務計画書を作成し、維持管理・運営業務の開始日の3か月前までに組合に提出し、その内容について組合の承諾を得なければならない。

2 事業者は、事前に組合の承諾を得た場合を除き、維持管理・運営業務に係る基本業務計画書を変更してはならない。

(年度業務計画書の作成)

第43条 事業者は、維持管理・運営業務期間に係る事業年度ごとに、本施設について維持管理・運営業務に係る年度業務計画書を作成し、各事業年度の初日の1か月前(事業初年度においては維持管理・運営業務の開始日の1か月前)までに組合に提出し、その内容について組合の承諾を得なければならない。

2 事業者は、年度業務計画書を変更する場合は、速やかに変更案を組合に提出し、その内容について組合の承諾を得なければならない。

(業務報告書の作成)

第44条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、維持管理・運営業務期間中、本施設について維持管理・運営業務に関する業務日報、業務報告書(月報)、四半期報告書、年度事業報告書をそれぞれ作成し、業務報告書(月報)については翌月の10日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)まで、四半期報告書については対象四半期の最終月の翌月の10日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)まで、年度事業報告書については翌年度の5月末日までに、それぞれ組合に提出しなければならない。

2 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、事業期間中、維持管理・運営業務の実施状況について自らの費用負担でセルフモニタリングを行い、その結果を第1項に定める各業務報告書に反映しなければならない。

3 事業者は、草津栗東行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(令和6年草津栗東行政事務組合条例第3号)に定める委員会による評価を実施する際に、現地視察の受け入れ、評価に必要な書類の提出等について協力しなければならない。

(維持管理・運営業務における要求水準の変更)

第45条 組合は、維持管理・運営業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応(サービス購入料の変更を含む。)について協議を行い、事業者の合意を得る。

2 前項に基づき要求水準書の内容が変更されたことにより維持管理・運營業務に要する費用が増加した場合、または、損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 組合の責めに帰すべき事由（①組合の指示または請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②入札説明書等の不備または組合による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）により、合理的な増加費用または損害が発生した場合、組合が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用または損害が発生した場合、事業者が当該増加費用または当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更または不可抗力により、増加費用または損害が発生した場合の取扱いは、第10章または第11章の規定に従う。

（維持管理・運營業務に伴う近隣対策）

第46条 事業者は、自らの責任および費用負担において、維持管理・運營業務を実行するに当たって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。係る近隣対策の実施について、事業者は、組合に対して、事前および事後にその内容および結果を報告する。組合は、係る近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた増加費用および損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本施設の設置自体に対する住民反対運動または訴訟等に対する対応は、組合がこれを行う。係る住民反対運動または訴訟等に直接起因する合理的な増加費用および損害は、組合がこれを負担する。

（光熱水費等の負担）

第47条 維持管理・運營業務を実施するために必要となる光熱水費（電気、上下水道、燃料等（以下「電気等」という。）の費用）は、組合が負担する。支払方法については、組合が電気等の供給者と直接契約を締結し、組合が各供給者に支払うものとする。この際、事業者は、本施設等の維持管理・運營業務に関して、積極的に省資源・省エネルギーに取り組むよう努めるものとする。

（維持管理・運營業務期間中の保険）

第48条 事業者は、維持管理・運營業務期間中、自らまたは維持管理企業もしくは運営企業をして、別紙4第2項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、係る保険の保険証券またはこれに代わるものとして組合が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、組合に呈示しなければならない。

（組合による説明要求および立会い）

第49条 組合は、事業者に対し、維持管理・運營業務期間中、維持管理・運營業務について、随時その説明を求め、組合が必要とする書類の提出を請求し、または本施設等において維持管理および運営の状況を自ら立会いの上、確認することができる。事業者は、係る組合の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。

- 2 前項に規定する説明または確認の結果、本施設等の維持管理および運営の状況が、本事業関連書類の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第 75 条に規定するモニタリングおよび要求水準未達成に関する手続に従う。
- 3 組合は、必要に応じて、本施設等について、本施設等の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
- 4 組合は、本条に基づく説明要求、確認、立会の実施等を理由として、本施設等の維持管理・運営業務の全部または一部について、何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減または免除されるものではない。

第 2 節 維持管理業務

(維持管理業務に関する要求水準)

- 第 5 0 条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、維持管理業務を行う。
- 2 事業者は、維持管理業務を、維持管理企業をして実施させる。
 - 3 事業者または維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、本事業契約および本事業関連書類に定められる条項および条件を満たすものでなければならない。

(本施設等損傷時の取扱い)

- 第 5 1 条 本施設等の利用等に起因して本施設等が損傷等した場合、組合の責めに帰すべき事由による場合および不可抗力による場合（なお、本施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、本施設利用者の故意、重過失もしくは過失による損傷等、本施設利用者以外の第三者による損傷等、または帰責者不明の人為的な損傷等については、本条における不可抗力には含まれない。）を除き、事業者が自らの責任および費用負担において、必要な修繕等を行わなければならない。ただし、事業者において帰責事由のある者に求償することを妨げない。
- 2 不可抗力により、本施設等の修繕等が必要となった場合の取扱いは、第 11 章の規定に従う。

(事業期間終了時の対応)

- 第 5 2 条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、事業期間終了時において、本施設等のすべてが正常に使用でき、本事業関連書類で要求される性能および機能を発揮でき、著しい損傷がなく、かつ事業期間終了時から 2 年以内に大規模な修繕または更新を要しない状態で組合に本施設等を引き継がなければならない。
- 2 本施設等について、事業期間終了時に正常な使用ができず修繕が必要になった場合、または事業期間終了時から 2 年以内に大規模な修繕または更新が必要となった場合は、事業者の負担において、修繕または更新を行うものとする。なお、本項の規定は、本事業契約終了後もなお有効に存続するものとする。
 - 3 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、事業期間終了の 1 年前までに、本事業関連書類で要求される本施設等の劣化調査等を実施の上、施設劣化調査報告書および長期修繕計画等を組合に提出し、組合の確認・指示を受け、これに従わなければならない。

第3節 運營業務

(運營業務に関する要求水準)

第53条 事業者は、本事業契約および本事業関連書類に従い、自らの責任および費用負担において、運營業務を行う。

- 2 事業者は、運營業務を、運営企業をして実施させる。
- 3 事業者または運営企業が実施する運營業務は、常に、本事業契約および本事業関連書類を満たすものでなければならない。

(使用料金)

第54条 本施設の使用料金は、本施設の供用開始予定日までに、組合が積算の上、火葬場条例で定めるものとする。

- 2 事業者は、火葬場条例に従い、維持管理・運營業務期間において、指定管理者として、本施設の利用者から所定の使用料金を徴収し、徴収した使用料金を本事業関連書類に従い組合に納付するものとする。使用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、使用料金の未収納についても組合はその責任を負担せず、事業者の負担とする。なお、自動販売機の設置やそれによって得られる収入、その他、本施設における物品販売により得られる収入は事業者の収入とする。
- 3 組合は、随時、使用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。

(条例の制定)

第55条 組合は、本事業関連書類に基づき、本施設の供用開始予定日までに、草津栗東行政事務組合議会の議決を経て、火葬場条例を制定する。

第6章 経営管理

(経営管理)

第56条 事業者は、事業期間を通じて、本事業契約および本事業関連書類に従い、本事業の適正かつ確実な遂行を可能とするよう努めなければならない。

(事業者の経営等に係る書類の提出)

第57条 事業者は、本事業契約の締結後7日以内に（期限日が開庁日でない場合は翌開庁日までとする。以下本章において同じ。）、本事業関連書類に従い、定款の写し、株主名簿の写しおよび本事業に係る実施体制図を取得および作成して組合に提出しなければならない。これらの書類に変更があった場合も、同様にその変更後7日以内に組合に提出しなければならない。

- 2 事業者は、本事業契約の締結後7日以内に、本事業関連書類に従い、本事業に関連して、事業者が組合以外を相手方として自ら締結した、もしくは締結する予定の契約または覚書等の一覧（事業者またはその構成員もしくは協力企業が締結した、または締結する予定の保険の一覧も含む。）を組合に提出しなければならない。当該一覧に変更があった場合も、同様にその変更後7日以内に組合に提出しなければならない。

- 3 事業者は、本事業関連書類に従い、組合以外を相手方として自ら契約または覚書等（事業者またはその構成員もしくは協力企業が締結した保険契約等を含み、その名称を問わない。）を締結した場合は、その締結後 14 日以内に、当該契約または覚書等の写しを組合に提出しなければならない。当該契約または覚書等に変更があった場合も、同様にその変更後 14 日以内に組合に提出しなければならない。
- 4 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、本事業関連書類に従い、事業者において株主総会（臨時株主総会を含む。）または取締役会が開催された場合は、その会日から 14 日以内に、当該株主総会または取締役会に提出または提供された資料および当該株主総会または取締役会の議事録または議事要旨の写しを組合に提出しなければならない。

（計算書類等の提出）

- 第 58 条 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、本事業関連書類に従い、定時株主総会の会日から 14 日以内かつ各事業年度末日より 3 か月以内に、監査済計算書類（会社法第 435 条第 2 項に規定される計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書をいう。）、監査報告書、当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書およびその他組合が合理的に要求する書類を組合に提出し、かつ、組合の要求に応じて必要な説明を行わなければならない。組合はこれに基づき事業者から提出を受けたこれらの監査済計算書類等の各書類を公表することができる。
- 2 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、本事業関連書類に従い、各事業年度の 11 月 30 日までに、当該事業年度の上半期に係る計算書類を組合に提出しなければならない。

（事業者による誓約）

- 第 59 条 事業者は、本事業契約に基づくすべての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を組合に対して誓約する。
- (1) 本事業契約および本事業関連書類を遵守すること。
 - (2) 組合の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位または本事業契約に基づく権利もしくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、組合の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が組合との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位またはそれらの契約に基づく権利もしくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 組合の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、または組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員または商号等に変更があった場合、直ちに組合に通知すること。
 - (6) 事業者が、基本協定書第 4 条第 1 項各号に掲げる事項を継続して満たしていること。

第 7 章 サービス購入料の支払い

（サービス購入料の支払い）

- 第 60 条 組合は、本事業契約の定めるところに従い、事業者に対して本件業務の対価として、別紙 6 第 1 項に定めるサービス購入料を支払う。

2 サービス購入料の支払方法、支払スケジュールは、別紙6第2項および第3項に定めるところによる。

(サービス購入料の改定)

第61条 組合は、サービス購入料について、別紙6第4項に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

(サービス購入料の減額)

第62条 組合によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断した場合には、別紙7の規定に基づきサービス購入料を減額する。

(サービス購入料の返還)

第63条 組合は、業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は組合に対して、当該虚偽記載が認められれば組合が別紙7の記載に従い減額し得たサービス購入料の金額を速やかに返還しなければならない。

第8章 契約期間および契約の終了ならびに契約の解除および本指定の取消等

第1節 契約期間

(契約期間)

第64条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、維持管理・運營業務期間の終了日をもって終了する。

第2節 本施設引渡し前の契約解除等

(本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第65条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設等の全部が組合に引き渡されるまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、組合は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本件業務の全部または一部の履行を怠り（事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、組合が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から組合に対して組合が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、各本引渡予定日までに本施設等を組合に引き渡すことができないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定または設置許可が取り消されたとき。

- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、または、その他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成員または協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 役員等（非常勤を含む役員および支配人ならびに支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本事業契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、組合が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を組合に報告せず、または警察に届け出なかったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、または事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反または不実により本事業契約の目的を達することができない、または、本指定もしくは設置許可を継続することが適当でないとして組合が認められたとき。
- 2 前項の場合において、組合が事業者に対してとり得る措置は、次の各号記載のとおりとする。
- (1) 組合は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部または一部を解除することができる。
 - (2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、組合、事業者および事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が選定した第三者へ譲渡させることができる。

- 3 組合は、前項第1号による本事業契約の解除後も、引渡し済みの本施設等（全部の引渡しが行なされる前の本施設等で、組合が一部の引渡しとして容認し、受領した本施設等をいう。以下同じ。）があればその所有権を保持する。
- 4 本施設等の全部の引渡し前に第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、組合に対して、サービス購入料（施設整備業務）の合計金額の100分の10に相当する金員を違約金として組合が指定する期間内に支払う。さらに、組合が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、組合は、係る超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 5 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、組合は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 組合が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設等の出来形部分が存在する場合、組合は、これを検査の上、その全部または一部を、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）で、買い取ることができる。
- 8 前項の場合において、組合が本施設等の出来形部分を買取らない場合、事業者は、自らの責任および費用負担により、本施設等の買取られない部分に係る事業用地を原状に回復した上で、速やかにこれを組合に引き渡さなければならない。また、この場合、組合が事業者に対して既に支払ったサービス購入料のうち引渡し済みの本施設等に係る金額を控除した金額を、当該解除日における第90条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
- 9 組合は、引渡し済みの本施設等および第7項の出来形部分に係る工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）と、第4項に基づく違約金および損害賠償請求権ならびに前項に基づく返還金請求権とを、対当額で相殺することができる。この場合、組合は係る相殺後の残額を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

（本施設引渡し前の組合の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 第66条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設等の全部が組合に引き渡されるまでの間において、組合が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、組合に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、係る通知が組合に到達した日から30日以内に組合が当該違反を是正しない場合には、組合に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 組合は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定および設置許可を取り消す。
 - 3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、組合は、引渡し済みの本施設等の所有権を保持するとともに、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 4 組合は、事業者に対し、引渡し済みの本施設等および前項の本施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 5 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、組合は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用および損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

（本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等）

第67条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設等の全部が組合に引き渡されるまでの間において、第77条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、組合が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合、または、本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、組合は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 組合は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
 - (2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、組合は、引渡し済みの本施設等の所有権を保持するとともに、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 組合は、事業者に対し、引渡し済みの本施設等および前項の本施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
 - 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は組合に対して一切の請求をすることができない。

（本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除）

第68条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設等の全部が組合に引き渡されるまでの間において、第79条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更および増加費用の負担について合意が成立しない場合、組合は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 組合は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
 - (2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、組合は、引渡し済みの本施設等の所有権を保持するとともに、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 3 組合は、事業者に対し、引渡し済みの本施設等および前項の本施設等の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は組合に対して一切の請求をすることができない。

第3節 本施設等引渡し以後の契約解除等

（本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第69条 本施設等の全部の引渡し後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、組合は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合の手続は、第75条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部または一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設等について、連続して30日以上または1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、設置許可書および年度業務計画書に従った維持管理・運營業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定または設置許可が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、または、その他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、組合に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員または協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、組合の指示または改善勧告等に従わないとき。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
- (10) 事業者が、差押、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てまたは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (11) 受注者の経営状況の悪化（国税（法人税および消費税）または市税の滞納がある等）等により維持管理・運營業務を行うことが不可能または著しく困難になったとき。
- (12) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、組合が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を組合に報告せず、または警察に届け出なかったとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、または事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反、不実または不正により本事業契約の目的を達することができない、または、本指定もしくは設置許可を継続することが適当でないとして組合が認めたとき。
- 2 前項において、組合が事業者に対してとり得る措置は、次の各号記載のとおりとする。
- (1) 組合は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部または一部を解除することができる。組合は、維持管理・運營業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設等の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、またはその必要がないと組合が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払いを求める等、組合が相当と認める方法により補償を求めることができる。
- (2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本事業契約の全部または一部を解除する場合において、組合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、当該解除された部分に係る本指定を取り消し、また設置許可を取り消す。それにより事業者に損害、損失または増加費用が生じても、組合はその賠償の責めを負わない。
- 4 組合は、第2項第1号による本事業契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。
- 5 第2項第1号により組合により本事業契約が解除された場合、事業者は、解除日が属する事業年度において組合が支払うべきサービス購入料（維持管理・運營業務）の合計金額の100分の10に相当する違約金を、組合の指定する期間内に、組合に対して支払わなければならない。さらに、組合が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、組合は、係る超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、組合は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 7 第65条第6項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 8 組合は、サービス購入料（施設整備業務）ならびに既履行分のサービス購入料（維持管理・運營業務）の残額の合計額と、第5項の違約金および損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、組合は、係る相殺後の残額を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

(本施設等引渡し以後の組合の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第70条 事業者は、本施設等の全部の引渡し後において、組合が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、組合に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、係る通知が組合に到達した日から30日以内に組合が当該違反を是正しない場合には、組合に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

2 組合は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定および設置許可を取り消す。

3 組合は、第1項の規定による本事業契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。この場合において、組合は、サービス購入料（施設整備業務）ならびに既履行分のサービス購入料（維持管理・運営業務）の残額の合計額を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、組合は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用および損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

(本施設等引渡し以後の法令変更による契約解除等)

第71条 本施設等の全部の引渡し後において、第77条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、組合が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合、または、本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、組合は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。

(1) 組合は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、当該解除された部分に係る本指定および設置許可を取り消す。

(2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 組合は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。この場合、組合は、解除された部分に該当するサービス購入料（施設整備業務）ならびに既履行分のサービス購入料（維持管理・運営業務）の残額の合計額を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。事業者がすでに維持管理・運営業務を開始している場合、組合は、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第10章の規定に従う。

3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は組合に対して一切の請求をすることができない。

(本施設等引渡し以後の不可抗力による契約解除等)

第72条 本施設等の全部の引渡し後において、第79条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更および増加費用の負担について合意が成立しない場合、組合は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 組合は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、本指定もしくは設置許可を取り消し、または、期間を定めて維持管理・運營業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。
 - (2) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 組合が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、組合が認める条件で、組合が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 組合は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。この場合、組合は、解除された部分に該当するサービス購入料（施設整備業務）の残額ならびに既履行分のサービス購入料（維持管理・運營業務）の残額の合計額を、組合の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理・運營業務を開始している場合、組合は、事業者が維持管理・運營業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第11章の規定に従う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は組合に対して一切の請求をすることができない。

第4節 本事業契約終了に際しての処置

（本事業契約終了に際しての処置）

- 第73条 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、当該終了部分に係る事業用地または本施設内に事業者が所有または管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有または管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき組合の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき組合の指示に従わないときは、組合は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、係る組合の処置について異議を申し出ることができず、かつ、組合に係る処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、組合に対し、当該終了部分に係る本施設等を運営および維持管理するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の負担）

- 第74条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用および事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第5節 モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続

（モニタリングおよび要求水準未達成に関する手続）

- 第75条 組合は、本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、事業者が実施するセルフモニタリングの結果を踏まえ、別紙7の規定に基づき、各本件業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、事業者による各本件業務の実施が本事業関連書類を逸脱していると組合が判断した場合には、組合は、別紙7に従って、各本件業務につき必要な措置を行う。
- 3 モニタリングに係る費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを組合の負担とする。
- 4 事業者は、各本件業務について、本事業関連書類を逸脱する状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由および状況ならびに対応方針等を直ちに組合に対して報告・説明しなければならない。

第9章 表明・保証

(事業者による事実の表明・保証)

第76条 事業者は、組合に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、および本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限および権利を有している。
- (2) 事業者による本事業契約の締結および履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上および事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
- (3) 本事業契約の締結および本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、または事業者に適用される判決、決定もしくは命令の条項に違反しない。
- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。

第10章 法令変更

(通知の付与および協議)

第77条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能または著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに組合に対して通知しなければならない。組合および事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、組合および事業者は、法令等の変更に伴う増加費用および変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 組合が事業者から前項の通知を受領した場合、組合および事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要となる事項について協議する。係る協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に組合および事業者の間で合意が成立しない場合、組合は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第78条 法令等の変更により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用または損害が発生した場合、当該増加費用または損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に組合および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙8の定めに従う。

2 法令等の変更によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス購入料から減額することが合理的であると組合が判断した場合、当該サービス購入料の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に組合および事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で組合がサービス購入料の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第11章 不可抗力

(通知の付与および協議)

第79条 事業者は、不可抗力に該当する可能性のある事由より、本施設等について、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能または著しく困難となった場合、組合に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、組合が、当該事由が不可抗力に該当すると判断した場合は、組合および事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能または著しく困難となった本件業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、組合および事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用および不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 組合が事業者から前項の通知を受領した場合で、組合が、当該事由が不可抗力に該当すると判断した場合は、組合および事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要となる事項について協議する。係る協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に組合および事業者の間で合意が成立しない場合、組合は、係る不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第80条 不可抗力により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用または損害が発生した場合、当該増加費用または損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に組合および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙9の定めに従う。不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

2 不可抗力によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス購入料から減額することが合理的であると組合が判断した場合、当該サービス購入料の減額については、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に組合および事業者の間で

合意が成立しない場合は、合理的な範囲で組合がサービス購入料の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第81条 本事業契約およびこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。組合は、事業者に対してサービス購入料およびこれに対する消費税相当額（消費税および地方消費税をいう。）を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合（第78条が適用される場合を含む。）を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

(融資団との協議)

第82条 組合は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（組合が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知および協議ならびに担保権の設定および実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができる。

(設計図書等の著作権)

第83条 設計図書等および建築著作物、その他著作物としての本施設等についての著作権は、組合に帰属する。

2 事業者は、組合が設計図書等および本施設等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自らまたは著作者（組合を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項または第20条第1項に定める権利を行使し、または行使させてはならない。

(1) 設計図書等および本施設等の内容を公表すること。

(2) 本施設等の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、組合および組合が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(3) 本施設等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本施設等を増築し、改築し、修繕もしくは模様替え等により改変し、または取り壊すこと。

3 事業者は、自らまたは著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、または行使させてはならない。ただし、予め組合の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計図書等または本施設等の内容を公表すること。

(2) 本施設等に事業者の実名または変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第84条 事業者は、その作成する成果物および関係書類（設計図書等および本施設等を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを組合に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物および関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、またはその他の必要な措置を講ずる。係る著作権等の侵害に関して、組合が損害の賠償を行いまたは費用を負担した場合には、事業者は、組合に対し、係る損害および費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第85条 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払いおよびこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、組合が指定した工事材料、施工法等で、入札説明書等に特許権等の対象であることが明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、組合が責任を負担する。

(秘密保持)

第86条 本事業契約の各当事者は、本事業または本事業契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、本事業契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、または開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本事業契約に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 組合が法令または条例等の法的根拠に基づき開示する情報

2 本事業契約の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、本事業契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の保護等)

第87条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、草津栗東行政事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年草津栗東行政事務組合条例第3号）およびその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、本件業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を滅失、毀損、改ざんまたは第三者に漏洩（以下「漏洩等」という。）してはならない。

2 事業者は、草津栗東行政事務組合個人情報保護法施行条例および組合の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持しなければならない。

3 事業者は、個人情報の漏洩等が生じた場合には、速やかに組合にその内容を報告するとともに、組合の指示に従い、適切な処置を行わなければならない。

4 事業者は、組合の書面による事前の承諾がない限り、第三者に対して個人情報の取扱いを委託することはできない。事業者は、組合の書面による事前の承諾を得て第三者に対して個人情報の取扱いを委託する場合には、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。

- 5 事業者は、本事業契約の履行の目的のために必要でなくなった場合または本事業契約が理由のいかんにかかわらず終了した場合には、組合の指示に従い、速やかに、個人情報を変還または破棄しなければならない。
- 6 事業者もしくは第三者が前五項の義務に違反したこと、または、事業者もしくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、組合が損害を被った場合、事業者は組合に対し損害を賠償するとともに、組合が必要と考える措置をとらなければならない。
- 7 本条の規定は、本事業契約終了後もなお有効に存続する。

(条例等の適用)

- 第88条 組合および事業者は、本事業契約が、草津栗東行政事務組合契約規則その他組合の定める条例および規則を含む法令等に従って締結されることを、それぞれ確認する。
- 2 事業者は、自らおよび本事業に係る業務の一部を請け負いまたは受託する者をして、法令等を遵守しまたは遵守させる。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

- 第89条 本事業契約ならびにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知および解除は、書面により行わなければならない。
- 2 本事業契約の履行に関して組合と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。
 - 3 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
 - 4 本事業契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

- 第90条 組合または事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払いが遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(協議)

- 第91条 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、組合と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、組合および事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(準拠法)

第92条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第93条 本事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以下余白